

○大府市小中学校 P T A 連絡協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、社会教育の振興を図るため、予算の範囲内において交付する大府市小中学校 P T A 連絡協議会補助金（以下「補助金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和 4 6 年大府市規則第 7 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、大府市小中学校 P T A 連絡協議会が行う次に掲げる事業とする。

- (1) 研修会等の開催事業
- (2) 社会教育活動に関する調査研究並びに資料及び情報の収集事業
- (3) 知多地方 P T A 連絡協議会等の広域団体が主催する研修会等への参加事業
- (4) その他市長が認めた事業

(補助対象経費)

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費のうち別表に定めるものとする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、予算の範囲内において市長が定める額とする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする場合は、規則第 4 条に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業計算書又は予算書
- (3) 規約又はこれに類する規程
- (4) 役員名簿

(実績報告)

第 6 条 補助事業が完了したときは、規則第 1 0 条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施書
- (2) 事業計算書又は決算書

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象経費		内容
報償費		講師等の派遣を受けた場合の講師等の謝礼、会員以外に対する記念品その他事業を行うために必要な謝礼
旅費		講師等の派遣を受けた場合の講師等の旅費その他事業を行うために必要な旅費
需用費	消耗品費	事業に必要な物品の購入に要する経費（当該事業のみで使用されることが確認できるもの）
	食糧費	講師等の派遣を受けた場合の講師等の飲食物経費
	印刷製本費	事業で使用するパンフレット等の印刷製本に要する経費
	燃料費	事業を行うために必要な燃料費（当該事業のみで使用されることが確認できるもの）
役務費		事業を行うために必要な通信運搬費、手数料又は保険料
委託料		案内看板の設置に係る委託料その他事業を行うために必要な委託料
使用料及び賃借料		事業を行うために必要な場所、自動車、機器等の使用料又は借上料
備品購入費		事業で使用する備品等の購入費（当該事業のみで使用されることが確認できるもの）
負担金及び補助金		事業を行うために必要な研修負担金又は学習活動に対する奨励金
その他		上記以外の経費で、事業の実施に必要と認められる経費